

会 員 規 約

この会員規約（以下「本規約」という。）は、会員と一般社団法人スマイル相続協会（以下「当協会」）との関係に適用し、会員の心得および規範を明確にします。一般社団法人スマイル相続協会事務局（以下「当協会事務局」という。）は、会員が入会の申込みをした時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総 則

第1条（会員規約の適用）

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

1. 会員とは、当協会の会員の総称です。
2. 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます。)を指します。また入会時に登録した電子メールアドレスへ対する当協会事務局からの発信による通知や連絡も書面とみなします。

第2章 入会申込等

第4条（入会申込）

当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。

第5条（入会申込の拒絶等）

当協会は、入会申込者が次の各項に該当すると判断した場合、その入会を認めない場合があります。

1. 入会申込書に偽名その他の虚偽事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
3. その他前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないとして判断した場合

第6条（会員の種類・入会金・月会費）

1. 会員の種類、入会金、月会費、資格および特典は、次の各号の通りです。
 - (1) 正会員 入会金 100 万円 月会費 10 万円
資格：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章に定める社員となる者
 - (2) 賛助会員 入会金 10 万円 月会費 個人一口 5 千円、法人一口 1 万円
資格：当協会の趣旨に賛同と支援いただける個人と法人
2. 年会費の口数に制限はありません。
3. 当協会は、当協会が適当と判断した場合、入会金または年会費を免除することができます。

第7条（会員の特典および料率）

1. 賛助会員（以下、本条において「渡会員」という）が当協会に紹介した顧客候補が、他の会員（以下、本条において「受会員」という）と成約した場合、当該賛助会員は渡会員として、成約年額（成約日から1年後の応当日までに受会員が顧客から受けた総額）の10%の紹介料を、下記の時に、本協会に請求することができます。
<請求時>
 - ①複数回の課金する契約の場合
成約日から3月経過した日が属する月の末日。
但し受会員と顧客の契約が、契約締結日から3月以内に解約となった場合を除く。
 - ②1回のみ課金する契約の場合
成約日から1月経過した日が属する月の末日。
但し受会員と顧客の契約が1月以内に解約となった場合を除く。
2. 賛助会員が、当協会から紹介された顧客候補と成約した場合、当該賛助会員は受会員として、成約年額（成約日から1年後の応当日までに受会員が顧客から受けた総額）の20%の紹介料を本協会に支払わなければなりません。
<支払時>
 - ①複数回の課金する契約の場合
成約日から2月経過した日が属する月の末日。
但し受会員と顧客の契約が、契約締結日から2月以内に解約となった場合を除く。
 - ②1回のみ課金する契約の場合
成約日から1月経過した日が属する月の末日。
但し受会員と顧客の契約が1月以内に解約となった場合を除く。

3. 正社員の場合、本条 1 項と 2 項における「10%」を「20%」と、「20%」を「10%」と、それぞれ読み替えます。

第 8 条（会員資格有効期限）

会員資格の有効期限は次の通りとします。

1. 会員資格有効期限は、入会月から 1 年後の月末日までとします。
2. 会員資格の起算日は、当法人が入会を承認後、年会費を支払した日とします。
3. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より 1 年間延長されるものとします。
4. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から 3 ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より 1 年間の継続ができます。尚、有効期限満了日から 3 ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第 3 章 入会申込記載事項の変更等

第 9 条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第 4 章 会員資格の喪失

第 10 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1 年以上年会費を滞納したとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

第 11 条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

第12条（会員資格の停止・解除）

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合

第13条（拠出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品は返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第14条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知後も当協会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

第15条（会員証の発行）

1. 当協会は、会員に対し、会員証1枚を発行します。
2. 会員証の有効期限は、第8条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当協会の活動や事業に参加する場合、会員証を提示してください。
4. 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員証を紛失した場合、速やかに当協会事務局に届け出たうえで、手数料3000円を添えて再発行の手続きをしてください。
6. 当該会員が会員ではなくなった場合、当協会に会員証を返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

当協会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第17条（禁止行為）

1. 会員は、無断で当協会の名称・会員名簿・活動主旨・活動内容等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
2. 会員は、第12条各号に定める行為や、当協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

第18条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、全ての会員がその取扱いに十分配慮し、会員以外の第三者に名簿を譲渡または公開したり、その内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとしします。

第10章 知的財産

第19条（知的財産の帰属）

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

第20条（知的財産の保護）

当協会が作成し発行する全ての資料やデータ等を、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは開示してはいけません。

第11章 損害賠償等

第21条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第22条（免責）

当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第18条第2項に定める場合および当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

第23条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第17条から第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第25条（裁判管轄）

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第26条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします。

付 則

この規約は、令和4年（2022年）6月1日より施行します。

この規約の改正には、社員総会の議決を必要とします。

東京都渋谷区桜ヶ丘27-1

一般社団法人スマイル相続協会 事務局